

平成30年6月

伊那市議会定例会議案書

平成30年6月4日

平成30年6月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	請負契約の締結について……………	3
議案第2号	市道路線の認定について……………	4
議案第3号	伊那市税条例の一部を改正する条例……………	5
議案第4号	伊那市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の一部を改正する条例……………	6
議案第5号	伊那市空家等対策協議会条例……………	7
議案第6号	伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	9
議案第7号	平成30年度伊那市一般会計第1回補正予算について……………	10
議案第8号	平成30年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第1回補正予算について……………	11

請負契約の締結について

高遠保育園建設建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 高遠保育園建設建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 313,200,000円
(内消費税 23,200,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 伊那市中央417番地1
株式会社ヤマウラ伊那支店
支店長 山本 勇司 |

平成30年6月4日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

高遠保育園建設建築工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-5305	中原12号線	手良沢岡 1018番98先	手良沢岡 1018番78先		メートル 288.2	メートル 4.5～7.0

平成 30 年 6 月 4 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、民間事業者による開発に伴う道路の付替えが完了したため、提案するものであります。

伊那市税条例の一部を改正する条例

伊那市税条例（平成 18 年伊那市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 条の 2 中第 15 項を第 16 項とし、第 14 項の次に次の 1 項を加える。

15 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の一部を改正する条例

伊那市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成 27 年伊那市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例

第 2 条中「定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 伊那市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

基本構想の策定、変更又は廃止に関することを、議会が議決すべき事件とするため、提案するものであります。

伊那市空家等対策協議会条例

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、伊那市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画の実施に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 法務、不動産、建築、福祉等に関する学識経験者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、建設部管理課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月4日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

伊那市空家等対策協議会を設置するため、提案するものであります。

伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊那市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

- (4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

第 11 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 46 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

平成30年度伊那市一般会計第1回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度伊那市一般会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成30年6月4日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 30 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 30 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝